

# 2 「税」の現状を知ろう

## 1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、大きく分けると、所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税があります。

第二は、「誰が課税主体か」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といい、国税・地方税で合わせて40種類以上あり、それぞれ法律に定められています。

このほか、「誰が税金を負担し（実質負担者）、誰が税金を納めるか（納税義務者）」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する所得税のような直接税と、納税義務者と実質負担者が異なる消費税のような間接税（P 17 参照）があります。

所得に対する税 所得課税	消費に対する税 消費課税	資産等に対する税 資産課税等
<b>所得税、法人税、住民税など</b> 所得税や法人税などのように、 <u>所得</u> （利益）を対象として課税	<b>消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など</b> 消費税などのように、 <u>物品やサービスの消費</u> 等を対象として課税	<b>相続税、贈与税、登録免許税など</b> 相続税や固定資産税などのように、 <u>資産の取得・保有</u> 等を対象として課税

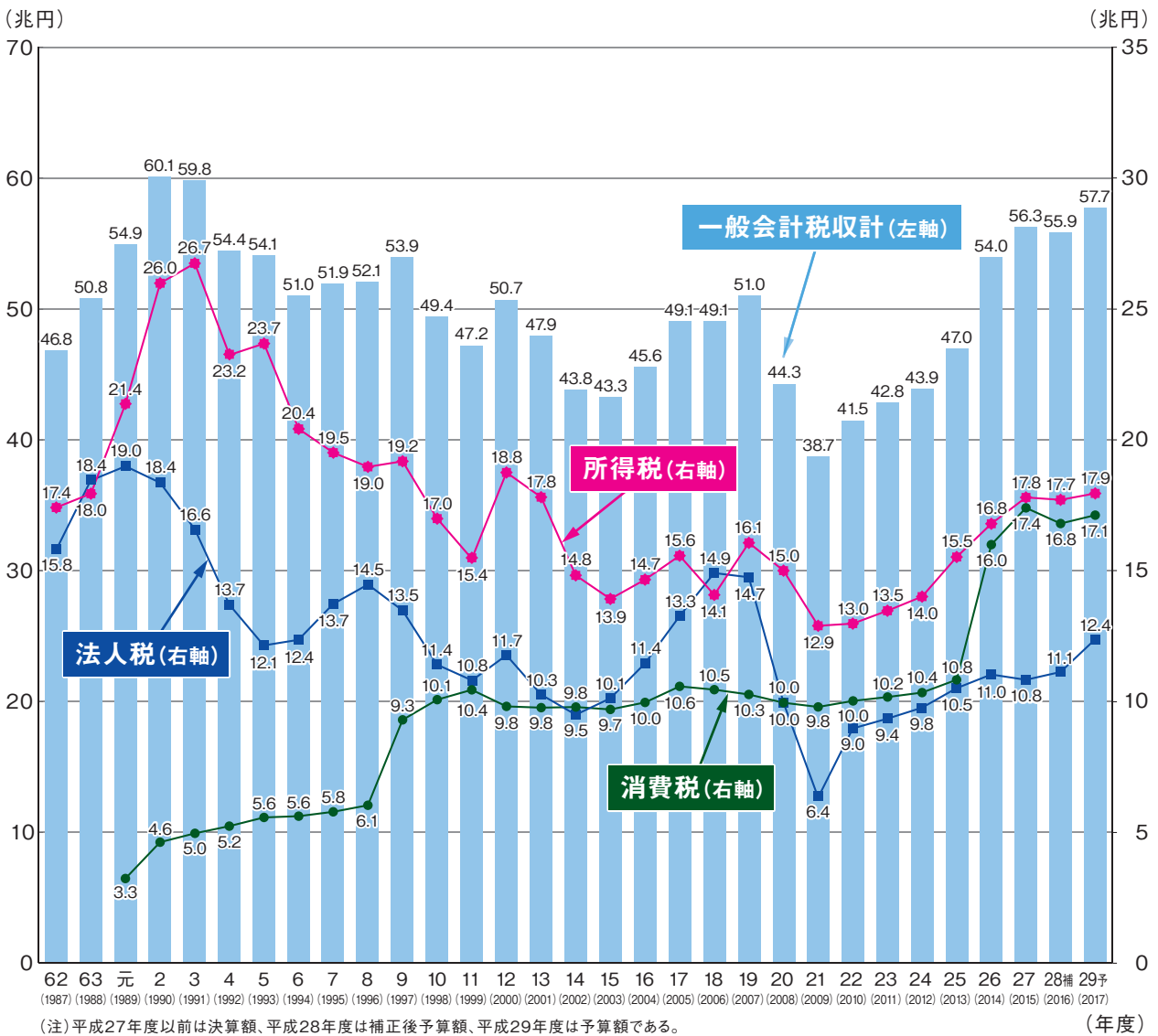
	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税</li> <li>●法人税</li> <li>●地方法人特別税</li> <li>●復興特別所得税</li> <li>●地方法人税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民税</li> <li>●事業税</li> </ul>	消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費税 ●酒税</li> <li>●たばこ税 ●たばこ特別税</li> <li>●揮発油税</li> <li>●地方揮発油税</li> <li>●石油ガス税</li> <li>●自動車重量税</li> <li>●航空機燃料税</li> <li>●石油石炭税</li> <li>●電源開発促進税 ●関税</li> <li>●とん税 ●特別とん税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方消費税</li> <li>●地方たばこ税</li> <li>●ゴルフ場利用税</li> <li>●自動車取得税</li> <li>●軽油引取税</li> <li>●自動車税</li> <li>●軽自動車税</li> <li>●鉦区税</li> <li>●狩猟税</li> <li>●鉦産税</li> <li>●入湯税</li> </ul>
資産課税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続税・贈与税</li> <li>●登録免許税</li> <li>●印紙税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不動産取得税 ●固定資産税</li> <li>●都市計画税 ●事業所税</li> <li>●水利地益税 ●共同施設税</li> <li>●宅地開発税 ●特別土地保有税</li> <li>●法定外普通税 ●法定外目的税</li> <li>●国民健康保険税</li> </ul>			

## 2 国の税収

国の税収を見てみると、バブル景気に沸いた平成2・3年には過去最高の約60兆円となりましたが、個人所得課税を中心とする減税や、景気の低迷等により税収は落ち込みました。

リーマンショックの影響等により、平成21年度の税収は約39兆円にまで落ち込みましたが、その後の景気回復等により、平成29年度の税収は57.7兆円(予算額)となっています。

### 一般会計税収の推移



### 3 税制の変遷と各税目の特徴

高度経済成長期を経て昭和60年代には、税体系が所得課税に大きく依存していました。所得税の累進度が強い中で負担感が大きかったことや、税負担の水平的公平の確保に関する関心が相対的に高まっていたこと等から、所得税の税率構造の累進緩和等を行うとともに、平成元年には消費税が創設されました。

近年では、平成24年に社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障と税の一体改革」の下で、平成26年度以降、消費税率(国・地方)を5%から10%へ段階的に引き上げることとされました。また、平成25年には格差固定化の防止や再分配機能の回復の観点から、所得税及び相続税の最高税率の引上げ等が行われ、平成27年分から適用されています。こうした見直し等により、近年では、国の所得税と消費税は、概ね同程度の税収規模となっています。また、法人税については、企業活動の活性化などの観点から、課税ベースを拡大しつつ、税率の引下げが行われています。

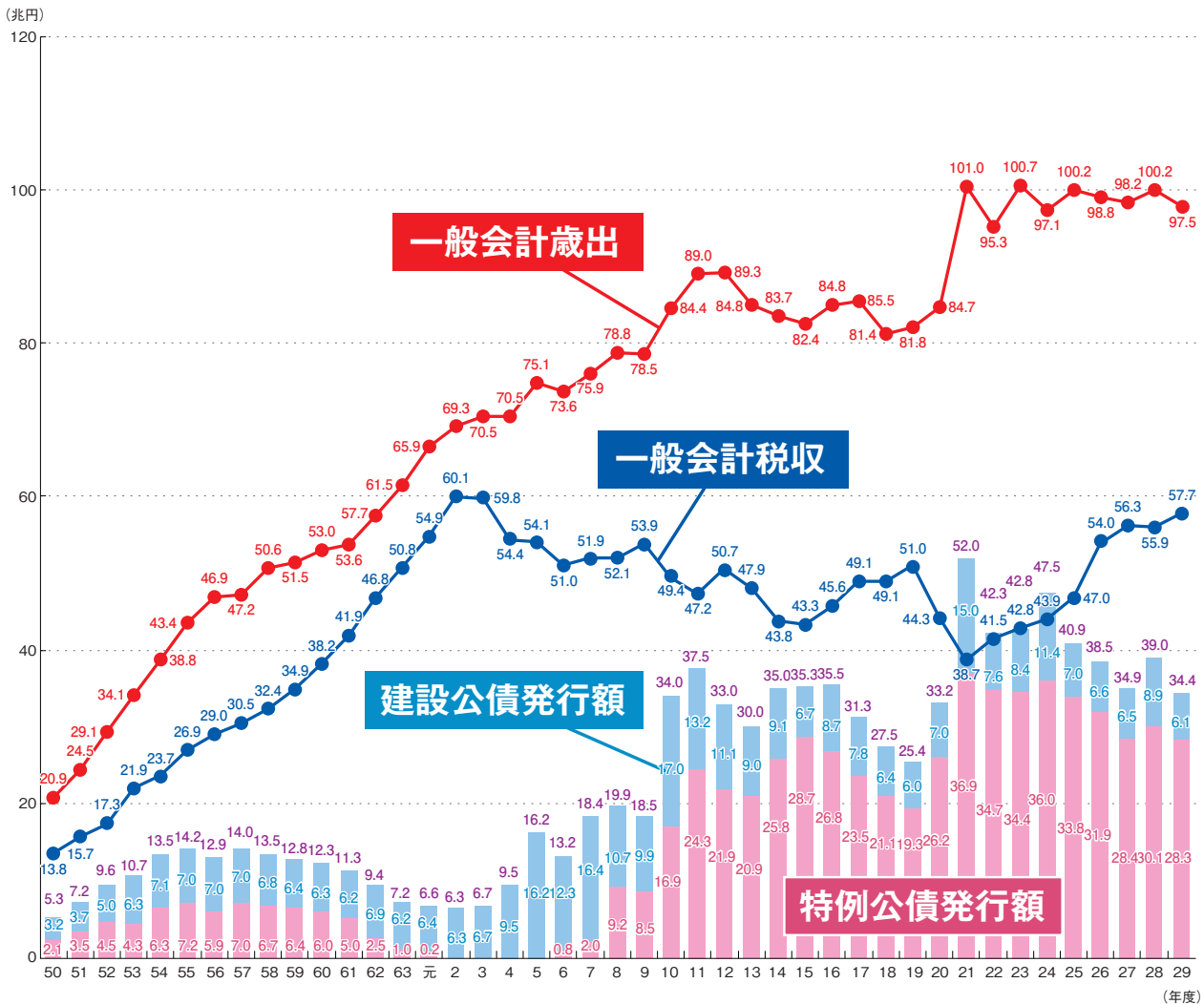
主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	税収 (平成29年度予算)	特徴
所得税	17.9兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・担税力に応じて、累進的に負担が増加します。</li><li>・勤労世代(現役世代)が主として負担します。</li><li>・各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能です。</li></ul>
法人税	12.4兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要です。</li><li>・さまざまな政策税制措置が講じられています。</li><li>・税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。</li></ul>
消費税	17.1兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤労世代など特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担を分かち合うこととなります。</li><li>・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。</li><li>・簡素な仕組みであり経済活動に対しても比較的中立です。</li></ul>
相続税	2.1兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・格差是正・資産の再分配を図るという役割があります。</li><li>・ごく限られた一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっています。</li></ul>

# 4 財政の状況

日本の財政は、社会保障費等の増加により歳出が増える中で、減税や景気の影響により歳入（税込及びその他収入）が伸び悩んできた結果、歳出が歳入を上回る状況が続いています。歳出と歳入の差額は、借金である公債（建設公債・特例公債）の発行によって賄われています。（平成29年度予算では、歳出と税込の差額は前年度と比べて縮小しています。）

## 財政の状況



(注1) 平成27年度までは決算、平成28年度は第3次補正後予算、平成29年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。